

「横浜市中心病院看護師採用支援事業」 業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市病院看護師採用支援事業

2 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 医療局地域医療部地域医療課（横浜市中区本町6-50-10）
- (2) その他、横浜市（以下委託者）が指定する場所

4 業務目的

令和4年3月に看護師養成校を卒業し、神奈川県内に就業した看護師のうち、県外養成校出身者は約4割に上っており（厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」）、この傾向を維持・促進するためには、県外へも積極的なアプローチが強く求められる。そのため、今後の大幅な医療需要の増加に対応できる看護人材を確保するためにも、人材の流入維持・促進が重要だと言える。

とりわけ、200床未満の市内病院については、将来不足が見込まれる回復期・慢性期病床の中心を担う存在である一方、採用力に不安を抱える病院が多い。

このことから、200床未満の市内病院を中心に地方での採用活動を支援することで、市内外からの看護人材の採用促進と、市内中小病院の採用力及び知名度の向上を図る。

5 業務概要

地方で開催される合同就職説明会を主軸として、市内の200床未満の病院及び300床未満で回復期・慢性期の病床数が全体の過半数を占める病院の採用活動について、従来の対面形式とオンライン形式の両面からサポートする事業を展開する。具体的な内容については、次のとおり。なお、業務の遂行にあたっては、作業工程表を作成し、委託者と協議をしながら進めること。

(1) 対面形式の合同就職説明会への参加支援

ア 出展ブースの確保

令和5年度に開催が予定されている対面形式の看護学生向け合同就職説明会（以下、「合同就職説明会」という。）において、横浜市としてのブースを次のとおり確保すること。なお、ブースは参加病院ごとに確保し、それぞれが隣接するなど横浜市の合同ブースであることが分かるような配置にすること。また、感染対策を十分に講じること。

出展会場の選定にあたっては、看護師の需給動向等、各種データも踏まえた提案とすること。

(ア) 出展会場数・時期

3会場以上（横浜を除く）で、令和5年12月～令和6年3月の期間

(イ) 参加病院数（確保ブース数）

15病院程度（15ブース程度）

イ 合同就職説明会当日のブース運営及び出展病院の採用活動支援

各出展会場に受託者が同行し、横浜市合同ブースの設置及び全体運営に携わること。また、出展病院が看護学生に対して効果的な採用活動を実施できるよう適切な助言等を行うこと。

(2) 就職情報サイトを活用した採用支援

ア 横浜市特設WEBページの開設

受託者が管理・運営する看護学生向けの就職情報サイト内に、横浜市特設WEBページを開設する。なお、当該ページには少なくとも次の内容を掲載すること。また、当該ページのアクセス数を増やすための工夫を講じること。

(ア) 横浜市の紹介、横浜で働く魅力やPR情報

(イ) 合同就職説明会に出展を予定している参加病院に関する情報

イ 参加病院個別ページの作成

(2) -ア- (イ) のとおり、参加病院に関する情報を掲載するための個別ページを作成し、本市特設WEBページに掲載すること。なお、個別ページに掲載する情報は少なくとも次の内容を含むものとし、その他、昨今の就活者のニーズに応じた情報等の掲載についても検討すること。

(ア) 病院概要

(イ) 病院紹介動画

(ウ) 採用情報・実績

(エ) 写真

(オ) インターンシップ、見学会、採用選考等の案内・予約

(3) オンライン上での採用活動に関する支援

ア 地理的な制約や昨今の社会情勢を踏まえ、参加病院がオンライン上で全国の看護学生に対して採用活動を行う機会を設けること。

イ 本事業で作成するコンテンツ等を有効活用し、看護学生等に対して参加病院が採用活動を実施できる、本市独自のオンライン就職説明会を実施すること。

ウ オンラインを効果的に使い、参加病院と看護学生とのやり取りが活発に行われるような取組とすること。

※上記のア～ウすべてを満たす提案内容とすること。

(4) 参加病院における採用活動の質向上に資する支援

ア 看護学生の就職活動に関する最新の動向や効果的な採用活動の実践に向けたポイント等についてレクチャーすること。

イ 個別ページの内容や合同就職説明会で用いるプレゼン資料等について、当該病院の魅力や強み、看護学生が求める情報等が伝わる内容となるよう、必要なアドバイスをを行うこと。

ウ 合同就職説明会を効果的な採用活動の機会とするため、ブース装飾や来訪した

看護学生の対応等に係るノウハウを提供すること。

(5) 合同就職説明会出展後の採用までの支援

ブースに訪れた看護学生を、その後の病院見学会やインターンシップ、採用選考等のエントリーにつなげるため、出展後の病院に対しフォローを行うこと。

(6) 転職者採用支援策の実施

参加病院の転職者採用を支援するための取組を行うこと。

(7) その他の採用支援策の実施

参加病院の看護師確保に資する企画があれば自由に提案すること。

(8) 打合せの実施及び議事録の作成

業務の遂行にあたっては、受託者が委託者を訪問する形式又はオンライン形式で、概ね月に1回程度打合せを行う。ただし、調整事項が生じた場合など必要がある場合には、協議の上、対応することとする。

また、打合せの議事録を作成し、打合せ後5営業日以内を目途に委託者へ提出する。

6 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、各納品期限までに提出すること。紙面は1部、電子データは原則 Microsoft Office のいずれかの形式で作成されたものであり、再加工できるものとする。

| 成果物 | 提出形式 | 納品期限 |
|------------------------|-----------|--------------|
| (1) 各回の打ち合わせの議事概要 | 電子データ | 打ち合わせ後5営業日以内 |
| (2) 年間スケジュール | 電子データ | 契約締結後2週間以内 |
| (3) 実績報告書 | 紙面及び電子データ | 令和6年3月31日 |
| (4) 本委託契約の履行に向けて作成したもの | 電子データ | 令和6年3月31日 |

※ (3)については、委託業務内容を全て網羅して作成すること。

7 部分払い

しない

8 その他

(1) 受託者の業務実施体制について、契約締結後速やかに提示すること。

(2) 提出する成果物について、委託者の検査を受けること。その際、修正を要すると委託者が指摘した場合、迅速に対応し、再提出すること。なお、再提出物においても再び同様の検査を受けること。

(3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。

(4) 受託者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(5) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。